決裁年月日	8. 6. 9	決裁区分	市　長．副市長．部　長．次　長．課　長
		保存区分	永．　10．　5．　3．　1
		フォルダー名	ドラッグコスモス龍ヶ崎店、カスミ龍ヶ岡店
情報公開		公開・非公開の区分	公開
		非公開（一部非公開を含む。）とする理由	（龍ケ崎市情報公開条例第９条第　号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年　月　日
文書発送		方　法	郵　便．使　送．持　参
		表　示	普　通．書　留．速　達．親　展
		発送先	茨城県知事　大井川　和彦

起案年月日	課名等	起案者職氏名
令和８・６・９	商工観光課　企業支援グループ	副主幹　中根弘貴（内線402）

市　長 —— 副市長 —— 部　長　次　長　課　長

課長補佐　主査・係長　グループ員

（合議）企画課長　防災安全課長　生活環境課長　廃棄物対策課長

都市計画課長　道路公園課長　下水道課長　文書取扱主任

伺

大規模小売店舗に関する意見書について

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月１９日付け公告のあった下記の変更届出に関し、同法第８条第１項の規定により、別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。

なお、本件の変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところでありますが、今回の事案については、軽易な案件であるため調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第４条第４項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代える事とします。

大規模小売店舗（１）ドラッグコスモス龍ヶ崎店（茨城県龍ケ崎市藤ヶ丘一丁目１番１　外）

（２）カスミ龍ヶ岡店（龍ケ崎市藤ヶ丘４丁目１－１、１－２）

龍ケ崎市役所

（別紙）

龍商第７５号
令和８年６月９日

茨城県知事　　殿

龍ケ崎市長　萩原　勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月１９日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ドラッグコスモス龍ヶ崎店

所在地　龍ケ崎市藤ヶ丘一丁目１番１　外

２　届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

三菱ＨＣキャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 北原 克哉

住所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

〔記入上の注意〕

1　意見の内容が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。

2　意見の内容は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、記入してください。

＜大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の事項＞

（１）周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

①　駐車需要の充足等交通に係る事項

ア　駐車場の必要台数の確保

イ　駐車場の位置及び構造等

ｱ）効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

ｲ）駐車待ちスペースの確保

ｳ）駐車場の分散確保

ｴ）駐車場出入口における交通整理

ウ　駐輪場の確保等（自動二輪車等を含む）

エ　荷さばき施設の整備等

ｱ）荷さばき施設の整備

ｲ）計画的な搬出入

オ　経路の設定（来客自動車・搬出入車両）

②　歩行者の通行の利便の確保等（交通安全を含む）

③　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

④　防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力

（２）周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

①　騒音の発生に係る事項

ア　騒音問題に対応するための対応策

イ　騒音の予測及び評価

②　廃棄物に係る事項等

ア　廃棄物等の保管

ｱ）保管のための施設容量の確保

ｲ）廃棄物等の保管場所の位置及び構造等

イ　廃棄物等の運搬や処理

ウ　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策（調理臭等の発散防止など）

③　街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む）

（別添様式）

事　務　連　絡
令和８年６月９日

茨城県産業戦略部中小企業課長　殿

龍ケ崎市商工観光課長

大規模小売店舗立地法の届出に関する留意事項等について

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月１９日付け公告のあった大規模小売店舗について、下記のとおり留意事項等を提出します。

記

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　ドラッグコスモス龍ヶ崎店
　所在地　龍ケ崎市藤ヶ丘一丁目１番１　外

2　届出者
　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
　三菱ＨＣキャピタルエステートプラス株式会社
　代表取締役 北原 克哉
　住所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

3　留意事項等の内容

茨城県屋外物広告条例に基づく屋外広告物の設置者変更届の提出が必要となります。 なお、屋外広告物の掲出許可を取得していない広告物については掲出の許可が必要となります。

（別紙）

龍商第７６号
令和８年６月９日

茨城県知事　　殿

龍ケ崎市長　萩原　勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月１９日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　カスミ龍ヶ岡店

所在地　龍ケ崎市藤ヶ丘４丁目１－１、１－２

２　届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社カスミ

代表取締役　折本　文孝

住所　茨城県つくば市西大橋５９９番地１

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

〔記入上の注意〕

1　意見の内容が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。

2　意見の内容は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、記入してください。

＜大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の事項＞

（１）周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

①　駐車需要の充足等交通に係る事項

ア　駐車場の必要台数の確保

イ　駐車場の位置及び構造等

ｱ）効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

ｲ）駐車待ちスペースの確保

ｳ）駐車場の分散確保

ｴ）駐車場出入口における交通整理

ウ　駐輪場の確保等（自動二輪車等を含む）

エ　荷さばき施設の整備等

ｱ）荷さばき施設の整備

ｲ）計画的な搬出入

オ　経路の設定（来客自動車・搬出入車両）

②　歩行者の通行の利便の確保等（交通安全を含む）

③　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

④　防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力

（２）周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

①　騒音の発生に係る事項

ア　騒音問題に対応するための対応策

イ　騒音の予測及び評価

②　廃棄物に係る事項等

ア　廃棄物等の保管

ｱ）保管のための施設容量の確保

ｲ）廃棄物等の保管場所の位置及び構造等

イ　廃棄物等の運搬や処理

ウ　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策（調理臭等の発散防止など）

③　街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む）

（別添様式）

事　務　連　絡
令和８年６月９日

茨城県産業戦略部中小企業課長　殿

龍ケ崎市商工観光課長

大規模小売店舗立地法の届出に関する留意事項等について

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月１９日付け公告のあった大規模小売店舗について、下記のとおり留意事項等を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　カスミ龍ヶ岡店
　所在地　龍ケ崎市藤ヶ丘４丁目１－１、１－２

２　届出者
　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
　株式会社カスミ
　代表取締役　折本　文孝
　住所　茨城県つくば市西大橋５９９番地１

３　留意事項等の内容

茨城県屋外物広告条例に基づく屋外広告物の設置者変更届の提出が必要となります。 なお、屋外広告物の掲出許可を取得していない広告物については掲出の許可が必要となります。